

資料2 ロケット安全基準(法第六条第一号の内閣府令で定める基準)の骨子

国内外の基準等を基に作成

基準とすべき事項	府令事項	審査事項
計画通りの飛行を実施できるものであること	人工衛星の打上げを行う飛行能力が備えられていること	ロケット設計の詳細仕様、飛行実績、エンジンの試験結果等に基づく飛行能力
火工品に対する安全要求	着火装置等の重要な火工品について、故障又は誤操作(以下「故障等」という。)を防止する措置が講じられていること	雷等の外的要因による誤動作を含めた故障等を防止する措置
飛行安全管制の実施	ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有していること	位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能
飛行中断機能(指令破壊、推力停止、シーケンス移行の停止等)	飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を有していること	飛行中断措置の手段がロケットの破壊の場合は、必要な信号を受信し、当該破壊を確実に実施する機能等
重要なシステム等の冗長性の確保	飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る重要なシステム等については、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び誤動作を防止するための多重化の措置が講じられていること	重要なシステム等についての高い信頼性の確保及び多重化
軌道上デブリの発生の抑制	ロケットを構成する各段のうち軌道に投入される段は、人工衛星を分離した後になるべく破砕を防止するように配慮した措置が講じられていること	ロケットの軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置等
	人工衛星等を分離するときには、なるべく破片等を放出しないように配慮した措置が講じられていること	段間分離機構、人工衛星分離機構等の動作時に可能な限り破片等が飛散しない構造であること